

# 宗 谷 国 有 林 の 地 域 別 の 森 林 計 画 書

( 宗 谷 森 林 計 画 区 )



【利尻山】

計画期間

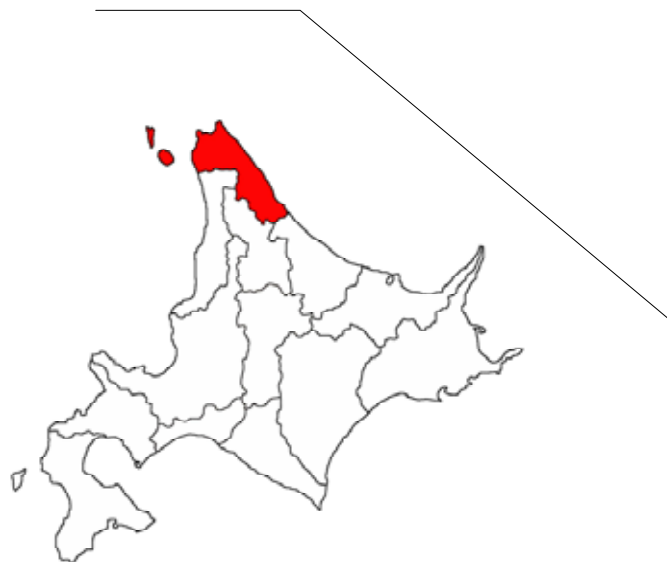
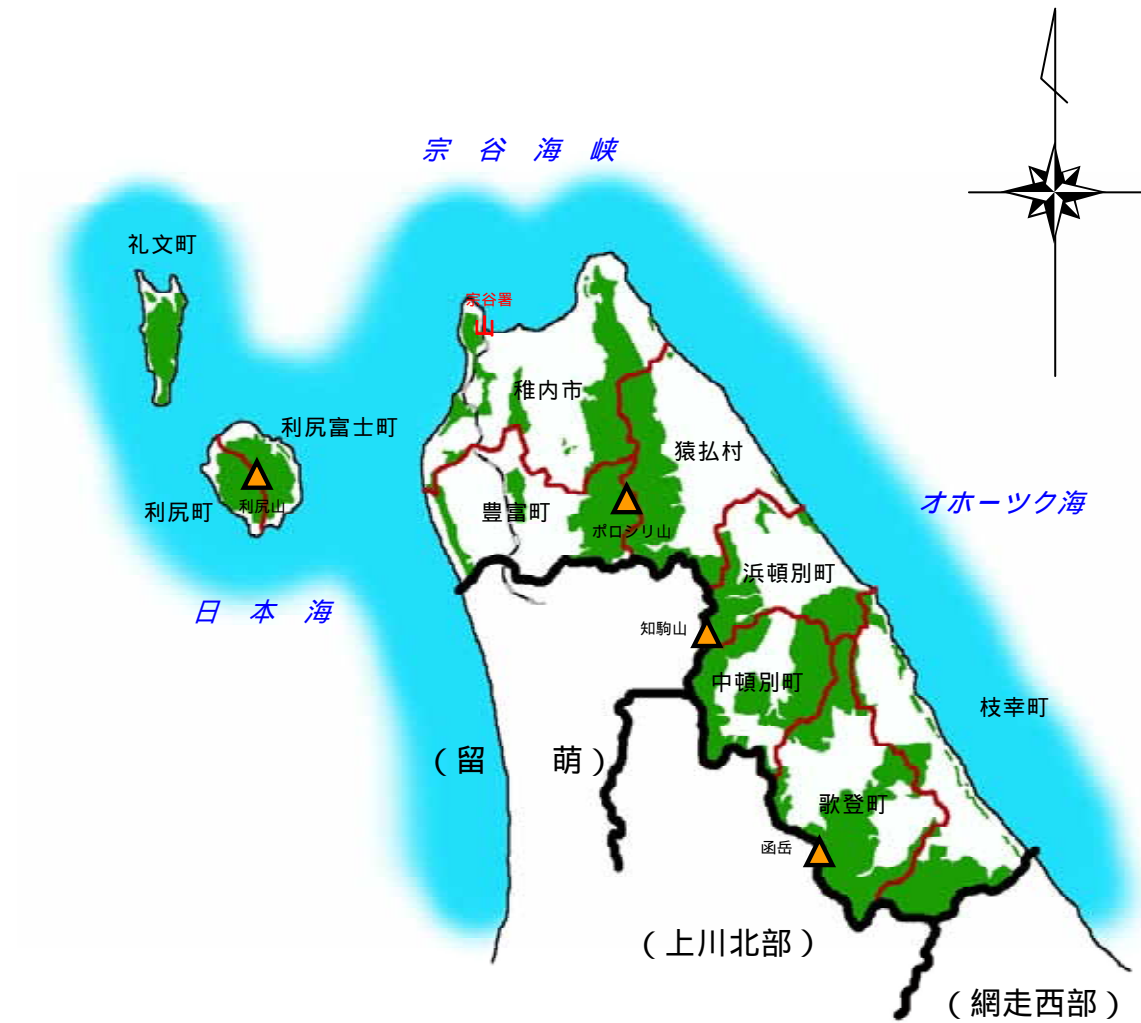
自	平成18年4月	1日
至	平成28年3月	31日



国民の森林・国有林  
北海道森林管理局



# 宗谷森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森 林 計 画 区 界	
市 町 村 界	
森 林 管 理 署	山

枝幸町と歌登町は、平成18年3月20日をもって合併し「枝幸町」となることになっています。

(位置図は合併前のものです。)

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計 画 課 長	崎 野 健 輔	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
流 域 管 理 指 導 官	木 村 和 久	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
企 画 官	木 村 嗣 典	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
企 画 官	若 松 裕	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
課 長 補 佐	落 合 昭 男	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
管 理 官	立 野 政 信	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
管 理 官	三 浦 雄 幸	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
森 林 施 業 調 整 官	東 本 祐 司	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
企 画 係 長	渡 邊 淳 一	平成 1 7 年 8 月 ~ 1 2 月
企 画 係 長	藤 岡 義 生	平成 1 7 年 4 月 ~ 7 月
経 営 計 画 第 一 係 長	古 川 倫 章	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 二 係 長	古 澤 秀 一	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 三 係 長	飛 島 志 信	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 四 係 長	川 崎 文 圭	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 五 係 長	村 上 敬 一	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 六 係 長	今 憲 人	平成 1 7 年 8 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 六 係 長	渡 邊 淳 一	平成 1 7 年 4 月 ~ 7 月

樹 立 年 月 日 平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日

## は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画（平成16年6月変更）に即して、宗谷森林計画区に係る国有林について、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

## 1 森林計画制度とは

無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を生じさせる原因となります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすおそれがあります。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼします。

そのため、総合的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いが必要であることから、森林法によって森林計画制度が設けられています。

## 2 国有林の森林計画制度の体系

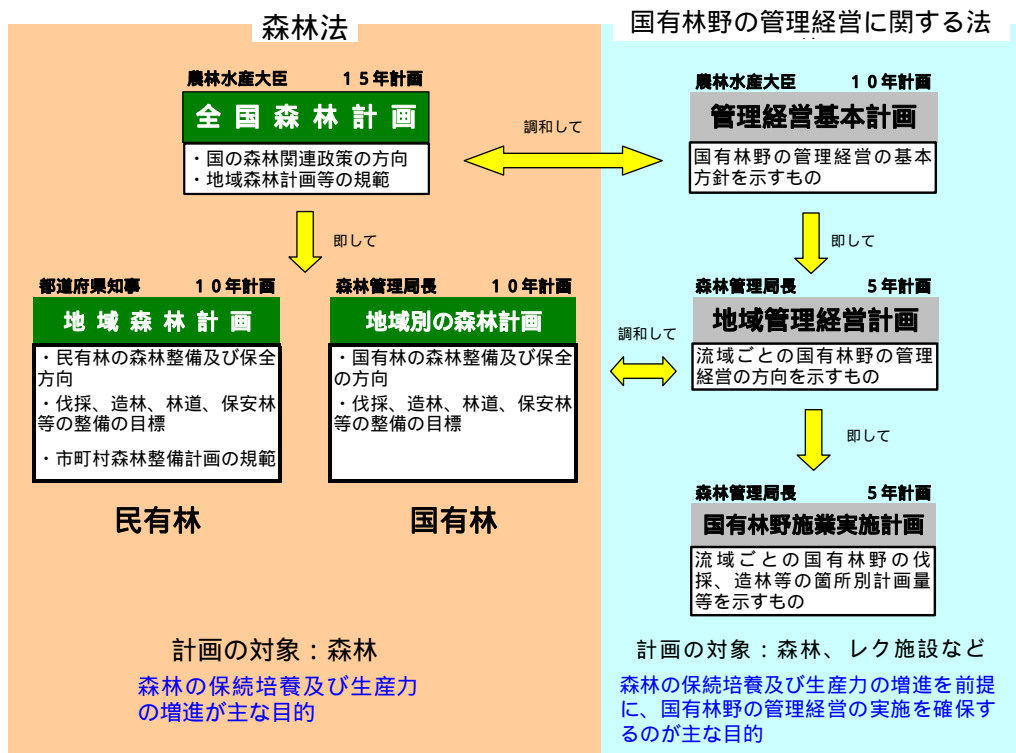
国有林に関する森林計画の体系は2つあります（下図参照）。

ひとつは、森林法に基づく国有林の地域別の森林計画で、これは対象となる森林資源の現況から森林の整備及び保全に関する計画を定めたものです。

もうひとつは、国有林野の管理経営に関する法律に基づく地域管理経営計画で、これは森林のほか貯木場や苗畑、レクリエーション施設や貸地といった土地も含めて立てる国有林野の管理経営の方針で各計画区ごとに定める5カ年の計画です。

また、国有林野施業実施計画は、地域管理経営計画に即して具体的な箇所ごとの伐採や造林、保護林の設定や森林空間の利用などの計画を林小班単位で定める5カ年の計画です。

なお、下記の計画は、いずれも5年ごとに立てる計画です。



## 目 次

### 計 画 の 大 綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ .....	3
2 計画樹立に当たっての基本的考え方 .....	5

### 計 画 事 項

1 計画の対象とする森林の区域 .....	1 3
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 .....	1 3
(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積 .....	1 3
(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 .....	1 3
(3) その他必要な事項 .....	1 6
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項 .....	1 7
(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項 .....	1 7
(2) 伐採立木材積 .....	1 9
(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項 .....	1 9
4 造林面積その他造林に関する事項 .....	1 9
(1) 造林に関する基本的事項 .....	1 9
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積 .....	2 1
(3) その他造林に関する必要な事項 .....	2 1
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 .....	2 1
(1) 間伐及び保育に関する基本的事項 .....	2 1
(2) 間伐立木材積 .....	2 2
(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項 .....	2 2
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 .....	2 3
(1) 公益的機能別施業森林の区域 .....	2 3
(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法 .....	2 3
(3) その他必要な事項 .....	2 4
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 .....	2 4
(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方 .....	2 4
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 .....	2 4
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在 及びその搬出方法 .....	2 4
(4) その他必要な事項 .....	2 4
8 森林施業の合理化に関する事項 .....	2 5
(1) 林業に従事する者の養成及び確保 .....	2 5
(2) 林業機械の導入の促進 .....	2 5
(3) 作業路等の整備 .....	2 5
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備 .....	2 5
(5) その他必要な事項 .....	2 5

9	森林の土地の保全に関する事項	2 5
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 5
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	2 5
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	2 5
(4)	その他必要な事項	2 6
10	保安施設に関する事項	2 6
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	2 6
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	2 6
(3)	実施すべき治山事業の数量	2 6
(4)	その他必要な事項	2 6
11	その他必要な事項	2 6
(1)	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	2 6
(2)	森林の保護及び管理	2 9
(3)	その他必要な事項	3 0

別 表

別表1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	3 3
別表2	計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	3 6
別表3	伐採立木材積	3 6
別表4	人工造林及び天然更新別の造林面積	3 6
別表5	公益的機能別施業森林の区域	3 7
別表6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	3 8
別表7	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法	4 0
別表8	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	4 1
別表9	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	4 1
別表10	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4 1
10 - 1	保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	4 1
10 - 2	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	4 2
10 - 3	計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	4 2
別表11	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4 2
別表12	治山事業の数量	4 2
別表13	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	4 3

# 計 画 の 大 綱





## 1 自然的、社会経済的背景と森林計画区的位置づけ



### 自然的条件

- 位置**：北海道の最北に位置し、宗谷支庁の区域と重なっています。北見山地から北東に向かって傾斜する宗谷丘陵を境に留萌、上川北部、網走西部の計画区にそれぞれ接しており、北は宗谷海峡を隔ててサハリン（旧樺太）を望んでいます。東部はオホーツク海に、西部は日本海に面しており、利尻島、礼文島があります。
- 地形**：山地は最も高い利尻山（1,721m）を除いて、標高500m以下の低山性丘陵地が主体となっています。
- 河川**：北見山地を水源とする猿払川、頓別川、徳志別川などが北東に流下しオホーツク海に注いでいます。また、大沼、クッチャロ湖、サロベツ湿原は、国内有数の渡り鳥の中継地として知られ、この他にも多くの湖沼があります。
- 気候**：離島及び日本海とオホーツク海に面する海洋性気候と、山岳地帯及びこれに展開する河川流域の内陸性気候に大別できます。  
海洋性気候の夏は概して涼しく、冬は内陸部に比べ比較的温暖です。
- 土壌**：一般に埴質で緻密な褐色森林土が広く分布し、知駒岳付近の蛇紋岩山地にはポドゾル化土壌の分布が特徴的で、火山岩地の山麓部は多礫層となっています。また、大沼、クッチャロ湖、サロベツ湿原周辺の原野は泥炭土壌及び灰色低地土壌が広がり、その周囲の河川、沢ではグライ土壌となっています。  
利尻・礼文両島については、低標高からポドゾル化土壌が分布していますが、森林の多くは褐色森林土となっています。
- 森林帯**：本計画区の森林帯は、汎針広混交林と呼ばれています。トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツの針葉樹とミズナラ、カンバ類、シナノキなどの広葉樹が混交する天然林を形成しています。  
森林限界は、位置や地形により一様ではありませんが、海岸線に近いところでは標高200～300m、内陸部では500～700mと大きな差があります。



## 社会経済的条件

構成：1市7町1村（国有林は、全市町村に所在）から構成されています。

人口：約81千人（平成12年国勢調査）で、全道の約1.4%となっています。

産業：農業は、耕地面積の約99%が牧草地であることを背景に大規模な草地型酪農が展開されています。ただし、離島3町では野菜を中心とした自給的な農業が営まれています。農業産出額では262億円と全道の3%程度となっています。

漁業は海域により大きく異なり、オホーツク海側はホタテ、サケ、毛ガニが、また、日本海側はウニ、コンブ、ホッケが主要魚種で、生産額では259億円となっています。

観光は、利尻礼文サロベツ国立公園をはじめ雄大な自然に恵まれており、平成7年以降、東京、名古屋、大阪との航空便の就航等が相次ぎ、観光客受入れ環境は年々整ってきています。観光入込客数は、近年300万人に到達する勢いで、利尻・礼文を中心に多くの観光客が訪れています。

また、全道でも特に風の強い地域であることから、風力発電施設が数多く建設されており、全道の風力発電規模の約3割を占めつつある状況です。

交通：国道40号が旭川方面に、国道238号が網走方面に、国道275号が札幌方面に伸びています。

鉄道は、JR宗谷本線がありますが、バスが地域住民の重要な交通手段となっています。

また、稚内、利尻島、礼文島はそれぞれフェリーで結ばれており、主要都市とを結ぶ航空機は、住民や観光客の重要な交通手段となっています。



## 森林・林業・木材産業の概況

総土地面積のうち約71%の287千haが森林となっており、全道森林面積の約5%を占めています。

このうち、国有林は、森林面積の約56%となる161千haとなっています。

当計画区の森林の約7割が天然林となっており、その多くは針広混交林です。海岸部の森林の多くは、過去の度重なる森林火災等により失われ、現在もササが生い茂っているなどの地域が多くあります。

製材の原木消費量は約19千m<sup>3</sup>で全道の約1%となっており、針葉樹が約94%を占め、製材出荷量については約11千m<sup>3</sup>で全道の約1%、用途別では建築材が約75%を占めています。また、チップの原料消費量は約13千m<sup>3</sup>で全道の約7%、針葉樹が約31%を占めています。

森林組合は4組合が組織されており、林業事業者は、森林組合を除き、造林業では6業者、素材生産業では7業者あります。



## 2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止などの役割を果たしていますが、近年、保健・文化・教育的な利用や良好な生活環境の保全に対する森林の役割への期待が高まっています。

また、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与、生物多様性の保全などに対する森林の役割の重要性がますます認識されてきているところです。

北海道の森林は、これらの役割を果たすことはもとより、北海道の美しく雄大な景観の形成、豊かな野生生物の生息・生育環境の確保の上で大きな役割を果たしています。とりわけ、北海道の森林面積の約55%を占める国有林の果たすべき役割が大きなものとなっています。

このような、森林の果たす様々な機能の高度発揮に対する国民の期待の高まりに応え、流域を単位として、地域の特色ある森づくりを進めていくこととし、国有林と民有林が連携し、森林の整備及び保全を進めていくこととします。



### 樹立方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化及び木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとします。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興に資する林道の整備に当たっては、民有林と緊密な連絡調整を図りつつ計画的にその整備を推進します。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備を図ることとします。

## ア 森林の整備及び保全についての基本的考え方

重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を行う観点から、森林資源の状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請などを総合的に勘案のうえ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「**水土保全林**」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「**森林と人との共生林**」、及び木材等生産機能を重視する「**資源の循環利用林**」に区分することとし、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全を図ることとします。

## 森林の有する機能

### 水源かん養機能

森林は、主に森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させ、洪水を緩和するとともに川の流量を安定させる働きがあります。

( 渇水緩和、洪水緩和、水質浄化 )



### 山地災害防止機能

森林は、下層植生の繁茂により降雨から森林土壌を守り、また根系の発達により土砂の流出・崩壊を抑える働きがあります。

また、樹木は枝や幹などによって積雪の移動を直接的に防ぐ働きがあります。

( 浸食防止、土砂流出防止、なだれ防止など )

### 生活環境保全機能

森林は、大気の浄化や騒音、風や飛砂を防ぐなど生活環境や産業活動の基盤を保全する働きがあります。

( 風害防備、飛砂防止、気象緩和など )



### 保健文化機能

森林は、登山や自然探勝などの森林レクリエーションを通して保健、文化及び教育活動に寄与する働きがあります。

また、貴重な野生生物の良好な生息・生育の場となるとともに、その保全により学術等の振興に寄与する働きがあります。

( レクリエーション、景観、教育の場の提供、野生生物の保護など )



## 木材等生産機能

森林は、健全な森林生態系の働きを通じて、木材などを持続的に生産する働きがあります。（木材生産など）



### イ 森林の整備及び保全の推進方向

#### (ア) 「**水土保全林**」の森林整備及び保全

水源かん養機能又は山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林について、浸透、保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林の整備及び保全を推進します。

具体的には、立地条件に応じた育成複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の推進、適正な伐採方法の採用、林床の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐等の実施を図ることとします。

また、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所当たりの伐採面積の縮小に配慮します。

さらに、山地災害の発生の危険性が高い地域などにおいて、溪岸の浸食や山崩れ等の防止に必要な谷止や土留等の施設の設置を推進します。

#### (イ) 「**森林と人との共生林**」の森林整備及び保全

生活環境保全機能又は保健文化機能の発揮を重視すべき森林について、多様な樹種・林相からなる森林、林木が適度な間隔で配置されている森林、郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し貴重な野生生物が生息・生育している森林、階層構造が豊かに発達し諸被害に対する抵抗性の高い活力のある森林に誘導するための森林の整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進します。

具体的には、森林レクリエーション施設と一体となった森林の適切な整備及び保全、立地条件に応じた育成複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の推進、適正な伐採方法の採用、景観の向上に配慮した強度の間伐の実施、遮へい能力の高い森林を維持するための伐採・更新の適切な実施、野生生物の生息・生育環境の保全に資する連続した森林空間の維持に配慮します。

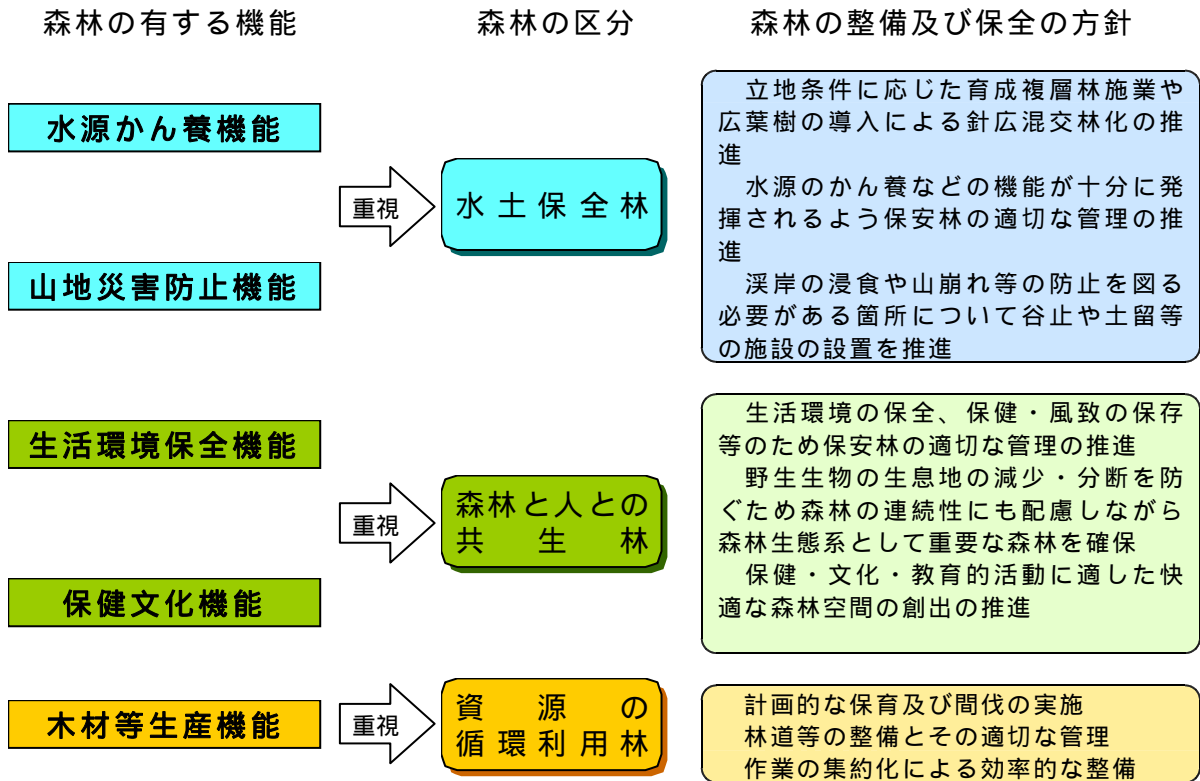
また、生態系として重要な森林の適切な保全、生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進します。

#### (ウ) 「**資源の循環利用林**」の森林整備及び保全

木材等生産機能の発揮を重視すべき森林について、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を推進します。

この場合、効率的な森林整備や新生林分の保護、土砂流出防備、景観の維持、野生生物の生息・生育環境の保全等の公益的機能の発揮にも配慮することとします。

## 機能区分ごとの森林の整備及び保全の方針



なお、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全の推進を図るに当たっては、全ての森林が多様な生物の生息地又は生育地として生物多様性の保全に寄与するとともに、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、この吸収源・貯蔵庫としての機能の発揮を確保し、京都議定書において認められた吸収量を確保できるよう十分配慮する必要があります。



## 本計画区の課題と取組

本計画区は、利尻・礼文両島と本島部に大別されます。

利尻・礼文両島は、利尻礼文サロベツ国立公園に指定されており、我が国最北の北方系針葉樹林や希少な植物群落が分布する一方、登山などのレクリエーションの場として多くの人々に利用されています。また、海岸線近くまで急傾斜地が迫る山地災害の危険地域ともなっています。これらの森林については、貴重な森林生態系の保全、森林とのふれあい、山地災害防止機能の維持増進等が求められています。こうしたことから、本計画では関係機関等と連携を図りながら、保健・文化・教育面における森林の果たす機能の維持増進や森林の生態系としての管理を図るための森林の整備及び保全を推進するとともに、山地災害を防止するための治山事業の実施を推進します。

本島部は、海岸林の多くが過去の森林火災等により、現在も笹が生い茂った状態となっており、海岸部の自然環境の回復、住民の生活環境の保全等が求められています。このため、生活環境保全機能を発揮させるための諸被害に対する抵抗性の高い森林の整備及び保全を推進します。

また、本島部には、絶滅のおそれが高いイトウが今も数多く生息しており、自然状態での産卵・孵化が行われるなど良好な生息環境が保持されています。国有林では、こうした良好な生息環境を引き続き保持できるよう、イトウが多く生息している河川の区間に沿って保護区域と緩衝区域<sup>注)</sup>を設定し、保護区域内においては原則伐採を行わないなどイトウの生態に配慮した森林施業等を行うこととします。

本計画区内の主要な産業は漁業と酪農となっており、河川の水量、水質などを巡って森林の保全に対する要望が高まっています。一般的に森林は、水や有機物の安定的な供給、土砂の流出防止に寄与し、上流域の人工林や溪畔林等の整備や保全が、河川、農地、沿岸環境の保全につながるということが知られています。こうしたことから、豊かな海と川、大地を育むため、保安林の指定やその適切な管理、森林の健全性を確保するための計画的な保育及び間伐の実施等を推進します。

さらに、本計画区の天然林から生産される広葉樹は、ミズナラをはじめウダイカンバ、センノキ、ヤチダモなど、その種類は豊富でかつ材質に優れ、利用価値も高く、今後も需要が見込まれています。このため、広葉樹の持続的な供給を目指して、針広混交林化など樹種の多様性を増進するための森林整備及び保全を推進します。

---

注) 保護区域とは、イトウが多く生息している河川の両岸から概ね30mの区域をいい、緩衝区域とは、保護区域の境界から概ね100mの区域で分水嶺を超えない範囲をいいます。

なお、該当河川は、イトウ保護の観点から公表しておりません。

# 計 画 事 項



## 1 計画の対象とする森林の区域

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		1 6 0 , 4 8 8 . 7 0	
市 町 村 別 内 訳	稚 内 市	1 9 , 4 7 6 . 1 7	
	猿 払 村	1 9 , 6 9 1 . 3 3	
	浜 頓 別 町	1 5 , 7 8 7 . 5 7	
	中 頓 別 町	2 4 , 4 0 7 . 0 6	
	枝 幸 町	4 7 , 2 3 0 . 3 1	
	旧 枝 幸 町	1 7 , 4 7 1 . 6 6	
	旧 歌 登 町	2 9 , 7 5 8 . 6 5	
	豊 富 町	1 4 , 9 2 7 . 9 1	
	礼 文 町	6 , 4 4 0 . 0 8	
	利 尻 町	5 , 5 2 4 . 0 4	
利 尻 富 士 町	7 , 0 0 4 . 2 3		

- 注 1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林とする。  
 2 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、北海道森林管理局旭川事務所及び宗谷森林管理署に備え置いている。  
 3 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

## 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### (1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表 1 のとおり定める。

### (2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### ア 森林の整備及び保全の目標

##### (ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透、保水能力の高い、森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林とする。

##### (イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林とする。

##### (ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高

く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林とする。

(I) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な野生生物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林とする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の森林の整備及び保全の目標に向け、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとし、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、森林・林業の管理経営に欠くことのできない施設である林道の整備に当たっては、林地及び自然景観の保全に配慮しつつ、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資することに留意した整備に努めるとともに、既設の林道については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備を図ることとする。

重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は、次のとおりとする。

(ア) 水土保持林

水土保持林は、災害に強い国土基盤の形成、良質な水の安定的供給を確保する観点から、特に水源かん養機能、山地災害防止機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備に当たっては、地形・地質等の条件を考慮したうえで、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することと

する。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育、間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。

#### (イ) 森林と人との共生林

森林と人との共生林は、生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全及び森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、特に生活環境保全機能又は保健文化機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備に当たっては、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保全等のため保安林の指定やその適切な管理、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

#### (ウ) 資源の循環利用林

資源の循環利用林は、国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、特に木材等生産機能の発揮を重視する上記2つの区分以外の森林である。

森林の整備に当たっては、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化等を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

森林整備の区分別対象面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	構成比
総 数	160,488.70	100%
水土保全林	126,205.25	79%
森林と人との共生林	26,333.89	16%
資源の循環利用林	7,949.56	5%

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

- ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等  
 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表  
 2のとおり定める。

(3) その他必要な事項

ア イトウの生態に配慮した森林施業等

良好なイトウの生息環境を保持していくため、イトウが多く生息している河川に  
 沿って保護区域と緩衝区域を設定し、溪流への土砂の流出を抑える森林施業等を行  
 うこととする。

イ 広葉樹資源の育成

広葉樹を育成し、その資源の充実を図るため、樹種の多様性や確実な更新により  
 成林を図る育成複層林施業、天然生林施業を推進することとする。

具体的には、群状等の抜き伐りにより、人工林については、人工植栽や天然力を  
 活用した広葉樹導入による針広混交林化、また、天然林については、天然更新、ぼ  
 う芽及び現地の状況に応じた的確な天然更新補助作業を実施する。

- ウ 平成16年9月の台風18号により発生した森林被害について、風倒木等の被害  
 木の処理を早急を実施し、森林の有する機能の発揮の観点から適切な復旧に努める。



樹種	生産目標	目標径級 (cm)		主伐の林齢の目安 (年)
カラマツ	一般材	大径材	40	75 ~ 125
グイマツ		中径材	34	125
トドマツ	"	大径材	38	65 ~ 100
		中径材	32	80
エゾマツ	"	大径材	42	105 ~ 150
アカエゾマツ		中径材	34	130

#### (イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。
  - (a) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。
  - (b) 複層伐等による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所等の分散等に配慮すること。
  - (c) 林地保全、雪崩・落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持、生態系の維持、野生生物の生息生育環境の保全等に考慮する必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置すること。
  - (d) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

#### (ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐については、育成複層林施業に準じることとする。
- b 国土保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

#### (I) 保安林等における施業

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象

を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

ア 水源かん養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、多様性に富む森林整備を積極的に推進することとする。具体的には、育成複層林施業を推進することとし、針葉樹と広葉樹が混交した保護樹帯の整備やモザイク状の森林への誘導のために行う抜き伐り及び小面積区画伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き伐りを実施する。

イ 伐採箇所の選定に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮し、実施するものとする。

ウ 伐採跡地、素材の集積場等については、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう引き続き、木材の流出防止等必要な措置を講ずるものとする。

エ イトウの生態に配慮した森林施業等

保護区域内においては原則伐採は行わないものとし、緩衝区域内においてはイトウの産卵期間（おおむね4～5月）における伐採は行わないものとする。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

人工造林をすべき樹種は、トドマツ、アカエゾマツ、カラマツを主体とするが、資源減少の大きいエゾマツも考慮し、選定に当たっては、林地の気象、地形、標高、土壌等の自然条件、類似する既往の造林地の成林状況及び地域の経済的条件等を勘案しながら、最も適した樹種とする。

また、複層林施業を導入する林分については、自然的条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

天然更新補助作業の対象樹種は、自然的条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種を選定する。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

人工造林のヘクタール当たりの植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。また、海岸林等の造成に係るものは、その目的に応じた植栽本数とする。

樹種	基準本数	備考
カラマツ	2,500本 / ha	
トドマツ エゾマツ アカエゾマツ その他針葉樹	3,000本 / ha	
その他広葉樹	4,000本 / ha	

(イ) その他人工林の標準的な方法

人工造林は、気候その他の立地条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。天然力の活用に配慮しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、春及び秋植えとするが、極力乾燥期は避けるなど現地状況を考慮して行う。また、優良な育種苗の使用及び適切な苗木管理を行い、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

また、人工下種は、母樹がなく天然更新が期待できない箇所、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

気候、地形、土壌等の自然的条件、森林を構成する樹種、下層植生の状況等からみて、更新補助作業を必要とする場合に大型機械等により現地の実態に即して行う。

a 刈出し

天然稚幼樹の発生が良好であるにもかかわらず、ササ等により成長が阻害されている箇所、刈出しによって成林が期待できる場合に実行する。

b 地表処理

ササ及び粗腐植層の堆積により天然更新が期待できない箇所、地表処理によってカンバ類等の更新が期待できる場合にかき起こし等を行う。

c 植込み

天然更新が困難又は不確実な場合に必要に応じて実行するものとし、現地の実態に応じて、筋植、巢植、伐根周囲植を行う。

d まき付け等

広葉樹資源の育成が確実に期待できる箇所では、ミズナラ等のまき付けを行う。また、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。



(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

ア 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。また、林地崩壊の恐れがある裸地については、早急に更新を図るものとする。さらに、海岸部の笹生地や未立木地については、諸被害に対する抵抗性の高い森林を造成するため、計画的な更新を推進するものとする。

イ 広葉樹資源の育成

ミズナラ、センノキ、ウダイカンバ等の広葉樹の育成を図るため、植込み、地表処理等の天然更新補助作業を積極的に行う。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうっ閉状態に達した林分において、その健全化と利用価値の向上を図ることを目的として、林木間の競合を緩和し併せて資源の有効利用を図るために行う。

間伐の開始時期、繰返し期間、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	ha当たり 植栽本数	回数		間伐 方法	間伐率
		初回	2回以降の間伐時期		
トドマツ トウヒ	3,000本	齢級 (31~35年)	2回目以降の間伐は、 林分のうっ閉状態を 考慮して適正な時期 に行うこととする。	定量、 列状及び上層 のうちから最も 適した方法 を選択。	30%以 内(カラ マツは3 5%以 内)
エゾマツ アカエゾマツ	3,000本	齢級 (36~40年)			
カラマツ グイマツ	2,500本	齢級 (21~25年)			

イ 保育の標準的な方法

(ア) 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全化と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

(イ) 保育の時期及び回数を目安は次のとおりである。

作業別	樹種	保育作業の年次別計画															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈	カラマツ																
	トトマツ エゾマツ アカマツ																
	つる切 除伐																
	カラマツ																
	トトマツ エゾマツ アカマツ																

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈の は1回刈、 は2回刈を示す。

トドマツ等の下刈で、8年目については道北地方で必要とする箇所適用し、道東地方については6年目までを一般的な箇所として適用する。

3) つる切、除伐の - は標準年次と範囲を示している。

#### (ウ) 保育の作業方法

##### a 下刈

目的樹種の成長に必要な陽光を与えることを主眼とし、植栽木の高さ及び植生の状態により、適切な方法を採用することとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

##### b つる切

つる類の繁茂の状況により、目的樹種の生長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

##### c 除伐

植栽後発生した天然木が目的樹木と競合し、その生育が阻害される場合に実施するが、実施に当たっては目的樹種の中の形質不良木も伐倒するとともに、つる類の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

なお、植栽木と天然木の成長関係及び将来の利用価値等を勘案し、有用天然木は積極的に育成していく。

#### (2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

#### (3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 国土の保全や地球温暖化防止等公益的機能の高度発揮と資源の有効活用を進める観点から、高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、天然林等における複層状態の林

分の上層木の間伐等を積極的に推進するものとする。

イ 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮し、間伐及び保育の推進に努めるものとする。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域  
該当なし

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散化並びに伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐や複層状態の森林に誘導する際の広葉樹の活用による混交林化を推進することとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場として利用される森林については、快適な森林環境を保全し又は創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった森林の適切な整備を図ることとする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法  
該当なし

(3) その他必要な事項

特になし

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の路網については、効率的な森林施業や適切な管理経営に欠くことのできな  
い施設であることから、民有林・国有林一体となった効率的な整備を図っていくこと  
とする。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり  
定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引  
き起こすおそれがあり、森林の更新に支障が生ずる林分とする。

該当林分なし

(4) その他必要な事項

ア 適切な森林施業の確保を図るため、林道の整備と併せて作業道の作設を進める。

特に育成複層林施業の導入等により継続的な施業の実施が見込まれる森林につい  
ては、きめ細かい施業を積極的に実施するための作業道の作設を進める。

イ 林道等の開設に当たっては、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の  
防止施設を設置する。

ウ 林道の開設に当たっては、林道通行に対する安全確保のため、林道の規格を順守  
し、それに伴う安全施設の整備に努める。

エ 適切な林道の維持管理を行い、林道の機能の保全及び向上に努める。

オ イトウの生態に配慮した森林施業等

保護区域内の河川等及び緩衝区域内においては、イトウの産卵・孵化期間（おお  
むね4～7月）における土木工事等は行わないものとする。また、保護区域内の河  
川内に施設を設置する場合は、イトウの遡上に支障とならないよう配慮するもの  
とする。なお、緩衝区域において伐採搬出を行う場合は、産卵期間（おおむね4～5  
月）は避けるとともに、極力、既設の作業路等を活用するほか、新たに作業路等  
を作設する場合にあっては、路線設計等に十分留意するなど、河川への土砂流入に  
よる濁水発生防止の措置に努めるものとする。さらに、産卵・孵化期間以外の期間  
に行う土木工事等においても、同様に河川の濁水発生防止の措置に努めるものとする。

## 8 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、事業の協業化や共同化等経営の安定強化のための指導、機械化の促進等の指導を図る。

また、これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

### (2) 林業機械の導入の促進

生産供給体制の整備を図るため、チェンソーとトラクタによる従来型の作業システムに加え、高性能林業機械を中心とした新たな作業システムを定着させるためにフィールドの提供等を行う。

### (3) 作業路等の整備

育成複層林等多様な森林の造成と効率的な森林施業の推進を図るため、作業路網の計画的整備に努めるものとする。

### (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

流域森林・林業活性化協議会等の場への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

### (5) その他必要な事項

川上から川下を通じた流域単位を基本とした流域管理システムのより一層の推進により、森林整備、生産、加工流通等の各段階の取り組みを一体的かつ効率的に実施し、流域森林・林業の活性化に資することとする。

## 9 森林の土地の保全に関する事項

### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表7のとおり定める。

### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障を及ぼす林分とする。

該当林分なし

### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更の際、その規模、実施地区については、周辺の状況、地形、地質を十分勘案して定めることとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないように法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、次の事項に留意して森林施業を行い、林地の保全に努めるものとする。

ア 伐採搬出等の実施に当たっては、土砂の流出・崩壊、水質の保全等に十分留意するとともに、伐倒木等の流出による下流域への被害防止等についても十分配慮するものとする。

イ 樹根による土壌緊縛力を強化するため、複層林施業や長伐期施業を推進することとする。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等については、別表 8 のとおり定める。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等については、別表 9 のとおり定める。

(3) 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の種類別及び箇所別の数量については、別表 10 のとおり定める。

(4) その他必要な事項

イトウの生態に配慮した森林施業等

保護区域内の河川等及び緩衝区域内においては、イトウの産卵・孵化期間（おおむね 4 ～ 7 月）における治山工事等を行わないものとする。また、保護区域内の河川内に施設を設置する場合は、イトウの遡上に支障とならないよう配慮するものとする。なお、産卵・孵化期間以外の期間に行う治山工事等においては、河川への土砂流入による濁水発生防止の措置に努めるものとする。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 制限林の所在及び面積

法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積並びに施業方法については、別表 11 のとおり定める。

## イ 保安林の区域内の森林

保安林区域の施業方法は、各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

### (ア) 主伐の方法

a 主伐できる立木は、当森林計画区で定めた標準伐期齢以上のものとする。

b 伐採方法は、以下の3区分とする。

(a) 伐採種を定めない(皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの)

(b) 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は10m未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの)

(c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

### (イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、公表される面積の範囲内とする。

b 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。

c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり残存させなければならない。

d 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。

e 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。(指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。)

### (ウ) 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

### (I) 植栽の方法、期間及び樹種

a 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。

c 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資するこ

とができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

ウ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特 保 護 地 別 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 特 一 別 地 種 域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第 二 種 特 別 地 域	(1) 第2種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 (7) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 1伐区の面積は2ha以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第 三 種 特 別 地 域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。



エ 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
史 天 跡 然 名 記 勝 念 物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

オ 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
特 保 護 地 別 区	(1) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 (2) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 (3) その他の森林にあっては伐採種を定めない。 (4) 皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 (5) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

カ その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

キ その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

保健・文化・レクリエーション活動等を目的とした森林の利用は年々多様化、高度化してきており、森林の各種機能を維持・向上させていくためには、森林の適正な保護と管理が重要となってきた。

森林に対する被害としては、気象害、病虫害害、山火事等があるが、特に、山火事は、都市近郊林、自然公園等、入り込み者の多い地域に発生しており、森林巡視等による適切な森林管理を行うこととする。

病虫獣害等については、各試験研究機関等と連携し、被害発生の原因を究明し、早期発見・早期防除に努める。

なお、近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、関係機関等と連携を図り生息状況、被害動向等について情報収集するとともに、「エゾシカ保護管理計画」（北海道策定）に基づく個体数調整に協力し、被害の防止に努める。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進するものとする。

#### イ 森林の巡視に関する事項

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施するとともに、森林法違反行為の未然防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等に努める。

また、利用者の入り込みの多い地区にあっては、秩序ある利用についての指導・啓発を図る。

#### ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を防止するため、特に春先の乾燥時期には、林野巡視を強化するとともに、一般入林者に対して、保護標識等を設置して、普及啓発を図る。

### (3) その他必要な事項

ア 森林の多面的な利用・活用のために、市民参加やボランティアの活動を支え、それに必要な情報は適切に発信することにより、広く開かれた国有林野事業を目指すこととする。

イ 清流を守り豊かな海を育むため漁業関係者と協働のもと、植樹活動や育樹活動等を組織的に展開するものとし、森林づくり活動に対して国有林における機会の提供、森林整備等の活動に関する協定の締結や法人の森林の分収造林契約の締結などにより、支援・協力するものとする。また、森林づくり活動の実施に当たっては、必要に応じて技術指導等の支援を行うとともに、地域住民や地域外の都市住民等の幅広い参加を呼びかけるなど、機会を捉え広く道民に清流を守り豊かな海を育むための森林づくりの趣旨等を普及・啓発し活動を推進するものとする。

# 別 表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

## ア 市町村別内訳

単位 面積：ha

区分	水源かん養	山地災害防止	生活環境保全	保健文化	木材等生産	
総数	123,007.58	47,724.02	4,719.54	38,249.33	84,185.13	
市町村別内訳	稚内市	15,937.53	1,223.73	1,308.32	2,407.76	10,394.66
	猿払村	19,582.18	1,638.16	109.08	1,173.44	13,156.60
	浜頓別町	10,159.78	6,708.00	92.61	1,998.60	10,484.97
	中頓別町	13,575.69	10,095.05	-	5,842.64	13,178.99
	枝幸町	35,446.63	13,641.24	624.65	5,996.53	27,287.67
	旧枝幸町	13,212.06	2,509.18	624.65	1,409.85	10,533.54
	旧歌登町	22,234.57	11,132.06	-	4,586.68	16,754.13
	豊富町	12,146.65	11,500.51	2,363.31	2,042.73	8,379.92
	礼文町	3,941.76	2,749.18	79.39	6,428.36	268.82
	利尻町	5,404.88	25.88	42.62	5,384.35	449.30
	利尻富士町	6,812.48	142.27	99.56	6,974.92	584.20

注1) 各森林の有する機能別の森林の所在は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

## 2) 森林の有する機能

## ア 水源かん養機能

水資源を保持し湧水を緩和するとともに洪水流量等を調整する機能

## イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂の崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能

## ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能

## エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

## オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

## イ 所在別内訳

## a 水源かん養機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		123,007.58	
市町村別内訳	稚内市	154,69,73,75 ~ 83,88,90 ~ 94,1001 ~ 1010	15,937.53
	猿払村	1010 ~ 1082	19,582.18
	浜頓別町	1083 ~ 1095,2029 ~ 2036,2149 ~ 2174	10,159.78
	中頓別町	2046 ~ 2047,2051 ~ 2072,2074 ~ 2076,2083,2085,2087 ~ 2148	13,575.69
	枝幸町		35,446.63
	旧枝幸町	3022 ~ 3088,3152 ~ 3162,3226 ~ 3233,3235 ~ 3237	13,212.06
	旧歌登町	3091,3093 ~ 3106,3109,3118 ~ 3154,3167 ~ 3196,3211 ~ 3225	22,234.57
	豊富町	4097 ~ 4160	12,146.65
	礼文町	129 ~ 130,132 ~ 137,141,143 ~ 148,152 ~ 158,164	3,941.76
	利尻町	108 ~ 117	5,404.88
	利尻富士町	101 ~ 107,118 ~ 123,127	6,812.48

## b 山地災害防止機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		47,724.02	
市町村別内訳	稚内市	36,46,62 ~ 64,74,77 ~ 78,86,1101	1,223.73
	猿払村	1061 ~ 1066	1,638.16
	浜頓別町	1096,2011 ~ 2038,2172 ~ 2173	6,708.00
	中頓別町	2039 ~ 2049,2051,2053 ~ 2055,2059 ~ 2081,2125 ~ 2129, 2133 ~ 2134,2137 ~ 2139,2147	10,095.05
	枝幸町		13,641.24
	旧枝幸町	3226 ~ 3238	2,509.18
	旧歌登町	3098,3107 ~ 3108,3110 ~ 3117,3123 ~ 3126,3177,3184, 3197 ~ 3202,3204 ~ 3225	11,132.06
	豊富町	4097 ~ 4156	11,500.51
	礼文町	129 ~ 133,137 ~ 142,149 ~ 151,159,162 ~ 164	2,749.18
	利尻町	108 ~ 109	25.88
	利尻富士町	101,104 ~ 105,121 ~ 123,126 ~ 128	142.27

## c 生活環境保全機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		4,719.54	
市町村別内訳	稚内市	1 ~ 2,4 ~ 6,61,85 ~ 86,94 ~ 95	1,308.32
	猿払村	1099	109.08
	浜頓別町	1097	92.61
	枝幸町		624.65
	旧枝幸町	3237,3239 ~ 3247	624.65
	豊富町	4161 ~ 4164,4169 ~ 4173	2,363.31
	礼文町	149	79.39
	利尻町	108	42.62
	利尻富士町	121,124 ~ 126,128	99.56

## d 保健文化機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		38,249.33	
市町村別内訳	稚内市	3~8,11,13~14,18~19,27~28,33~35,59~61,74~83,93,95,1001~1005,1008~1009	2,407.76
	猿払村	1010~1015,1017,1019~1020,1022~1025,1027,1029~1030,1033~1035,1038,1040~1043,1045,1055~1057,1060~1066,1077~1078	1,173.44
	浜頓別町	1084~1085,1095~1098,2025~2026,2031~2032,2149,2151~2153,2156,2159,2161	1,998.60
	中頓別町	2049~2051,2053~2058,2060~2061,2063~2066,2069~2072,2074~2076,2090~2102,2109~2110,2117,2119~2125,2127~2146,2148	5,842.64
	枝幸町		5,996.53
	旧枝幸町	3015~3016,3023~3024,3034~3037,3067,3069~3071,3079~3081,3154~3157,3166,3230~3232,3238,3241,3246	1,409.85
	旧歌登町	3102~3104,3106,3109~3117,31213130,3133,3135~3137,3139,3145~3147,3149,3168,3171,3173,3175~3176,31783181,3183~3185,3187~3188,3191~3194,3216~3221	4,586.68
	豊富町	4105,4129~4132,4134,4137~4139,4142~4144,4154~4155,4168~4170	2,042.73
	礼文町	129~164	6,428.36
	利尻町	108~117	5,384.35
利尻富士町	101~128	6,974.92	

## e 木材等生産機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		84,185.13	
市町村別内訳	稚内市	1~73,75,77~80,85,88,90~95,1001~1010	10,394.66
	猿払村	1010~1082,1099	13,156.60
	浜頓別町	1083~1098,2011~2038,2149~2174	10,484.97
	中頓別町	2039~2049,2051~2053,2055~2056,2058,2062~2148	13,178.99
	枝幸町		27,287.67
	旧枝幸町	3001~3010,3012~3088,3152~3162,3226~3245,3247	10,533.54
	旧歌登町	3089~3103,3105~3110,3113~3140,3142~3153,3163~3202,3204~3225	16,754.13
	豊富町	4097~4164,4170~4173	8,379.92
	礼文町	129~138,142~143,152,154~158,163~164	268.82
	利尻町	1~8,110~111,113~117	449.30
利尻富士町	103~123,126,128	584.20	

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分	現況	計画期末	参考(現況)			
			水土保持林	森と人との共生林	資源の循環利用林	
面積	育成単層林	40,386.23	40,385.87	35,792.84	296.86	4,296.53
	育成複層林	23,801.16	23,921.63	20,993.53	83.99	2,723.64
	天然生林	84,154.35	84,034.24	62,018.64	18,664.48	3,471.23
森林蓄積(m <sup>3</sup> /ha)		109	131			
林道整備率(%)		38	40			

注1) 育成単層林とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為<sup>1</sup>により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)が行われている森林。

2) 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐<sup>2</sup>等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層<sup>3</sup>を構成する森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)が行われている森林。

3) 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業(この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む)(天然生林施業)が行われている森林。

4) 現況については、平成17年3月31日現在の数値である。

5) 計画期末内訳の合計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

1「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものの。

2「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。

3「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	509	427	81	81	35	46	428	393	35

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	178	4,603

別表5 公益的機能別施業森林の区域

## (1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	
総数		126,205.25	
市町村別内訳	稚内市	1～20,22～40,42～54,61～67,69～74,78,80～81,85～86,88,90～95,1001～1010,1101	16,619.90
	猿払村	1010～1082,1099	18,258.39
	浜頓別町	1083～1097,2023～2174	14,646.38
	中頓別町	2039～2049,2051,2059～2081,2083,2085,2087～2122,2125～2148	17,865.71
	枝幸町		36,231.18
	旧枝幸町	3022～3088,3152～3162,3226～3245,3247	13,445.55
	旧歌登町	3091,3093～3103,3105～3110,3112～3154,3167,3169～3183,3185～3202,3204～3206,3208～3225	22,785.63
	豊富町	4097～4164	12,792.48
	礼文町	129～136,139～143,148～150,152～157,164	3,232.64
	利尻町	108～117	3,083.64
	利尻富士町	101～119,122～128	3,474.93

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

## (2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	
総数		26,333.89	
市町村別内訳	稚内市	3,7～8,19,27～28,33～35,59～60,74～79,81～83,95,100～1105,1008～1009	1,902.79
	猿払村	1010～1015,1017,1019,1023～1026,1029から1030,1033～1035,1038,1040～1041,1055～1057,1060～1066,1077～1078	1,147.25
	浜頓別町	1084～1085,1095～1098,2025～2026,2031～2032,2151～2153,2156	1,047.79
	中頓別町	2049～2051,2053～2058,2063～2066,2069～2072,2074～2076,2090～2102,2109～2110,2115,2117,2119～2124,2134～2140,2144～2146	5,100.46
	枝幸町		6,029.54
	旧枝幸町	3015～3016,3023～3024,3034～3037,3061,3069～3071,3079～3081,3154～3157,3161,3232,3238,3241,3246	955.25
	旧歌登町	3098,3100,3102～3104,3106,3109～3117,3121～313,3133,3145～3149,3168,3171,3173,3175～3176,3183～3185,3187～3188,3191～3195	5,074.29
	豊富町	4105,4129～4132,4134,4137～4139,4142～4144,4154～4155,4168～4173	2,070.08
	礼文町	129～131,137～138,141,144～148,150～151,156～164	3,204.03
	利尻町	108～117	2,322.20
	利尻富士町	101～107,118～123,128	3,509.75

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。



別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

## ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha、材積：m<sup>3</sup>

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考	
				面積	材積			
					針葉樹	広葉樹		
自動車道 (基幹)	中頓別町	ペーチャン	7.0	7,234.15	28,173	68,166		
	小計	1路線	7.0	7,234.15	28,173	68,166		
	豊富町	目梨沢	6.0	1,361.11	43,768	29,252		
	小計	1路線	6.0	1,361.11	43,768	29,252		
基幹計		2路線	13.0	8,595.26	71,941	97,418		
自動車道 (普通)	稚内市	小屋の沢	4.0	2,351.37	30,108	20,808		
		右鉄道の沢	1.5	1,051.47	13,328	10,979		
		曲淵右支線	3.0	1,327.06	41,344	15,720		
		豊別4の沢	2.0	1,603.43	27,619	12,053		
		下勇知	4.0	1,255.06	13,120	22,167		
	小計	5路線	14.5	7,588.39	125,519	81,727		
	猿払村	小石二股	1.0	1,034.63	23,796	9,583		
	小計	1路線	1.0	1,034.63	23,796	9,583		
	浜頓別町	17線沢	5.0	2,475.06	85,577	17,738		
		茂宇津内支線	5.0	4,665.16	60,469	45,678		
		宇津内1の沢	2.0	926.93	17,163	10,555		
		オンネカラマツ	3.0	1,637.43	15,293	27,896		
		奥馬道	2.0	607.62	8,088	8,380		
	小計	5路線	17.0	10,312.20	186,590	110,247		
	中頓別町	豊平支流	2.0	1,054.28	7,819	11,644		
		長屋の沢	2.0	1,264.52	5,865	17,771		
		ヤマドリ沢	3.0	1,626.30	35,257	20,371		
	小計	3路線	7.0	3,945.10	48,941	49,786		
	枝幸町	音標4号	1.0	660.00	4,080	13,335		
		ボンオトシベツ	2.0	1,077.63	12,436	12,201		
	小計	2路線	3.0	1,737.63	16,516	25,536		
	歌登町	枝咲	3.0	3,669.93	14,117	51,594		
		ポールシベツ	5.0	2,777.54	42,190	30,432		
	小計	2路線	8.0	6,447.47	56,307	82,026		
	豊富町	豊幌本流	2.5	836.14	12,831	9,766		
		有明第2	2.0	221.60	3,700	12,596		
		九線2号	1.5	400.61	16,791	4,402		
	小計	3路線	6.0	1,458.35	33,322	26,764		
	普通計		21路線	56.5	32,523.77	490,991	385,669	
	合計		23路線	69.5	41,119.03	562,932	483,087	

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

種類	位置(市町村)	路線名	延長	箇所数	備考
自動車道 (基幹)	稚内市	曲淵	400	2	
		豊別	600	3	
		上声間	600	3	
		苗太呂	600	3	
		奥苗太呂	400	2	
		宗谷	400	2	
	小計	6 路線	3,000	15	
	猿払村	上猿払	600	3	
		狩別	400	2	
		土岐体	600	3	
		石炭別	600	3	
		1 3 点沢	500	3	
		北見越	400	3	
	小計		3,100	17	
	浜頓別町	宇曽丹	600	3	
		宇津内	500	3	
	小計		1,100	6	
	中頓別町	平太郎	600	3	
		平安中の川	400	2	
		豊平	400	2	
		敏音知	600	3	
	小計		2,000	10	
	枝幸町	オチャラベツ	600	3	
		音標川	400	2	
		落舟山	400	2	
	小計		1,400	7	
	歌登町	ボンパンケナイ	400	2	
風徳		500	3		
枝幸幌別		600	3		
徳志別		400	2		
南歌登		400	2		
小計		2,300	12		
豊富町	沙流九線	400	2		
	小屋の沢	400	2		
	幌尻	600	3		
	兜沼	400	2		
小計		1,800	9		
基幹 計		14,700	76		

単位 延長：m

種類	位置(市町村)	路線名	延長	箇所数	備考
自動車道 (普通)	稚内市	上増幌	500	3	
		下豊別	400	2	
	小計		900	5	
	猿払村	奥小石	400	2	
		日吉	400	2	
	小計		800	4	
	浜頓別町	赤井川	400	2	
		藤の沢	400	2	
		砂金二股	400	2	
	小計		1,200	6	
自動車道 (普通)	中頓別町	尻白	400	2	
		長屋の沢	400	2	
	小計		800	4	
	枝幸町	上風烈布	400	2	
		滝の上沢	400	2	
		徳志別山	400	2	
	小計		1,200	6	
	歌登町	枝咲	400	2	
		毛登別	400	2	
	小計		800	4	
	豊富町	有明	400	2	
	小計		400	2	
	利尻町	仙法志	400	2	
	小計		400	2	
普通計			6,500	33	
合計			21,200	109	

別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法

該当なし

別表8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所在		面積	留意すべき事項	備考 (保安林等の種類)
市町村	地区			
総数		130,958.87		
稚内市	市町村別の地区は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊の通りである。	16,072.37	地形、地質、土壌等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう特に林地保全に留意する。	水かん、土流、土崩、その他
猿払村		19,083.87		水かん、土流、干害
浜頓別町		7,077.05		水かん、土流、土崩
中頓別町		21,502.08		水かん、土流、干害
枝幸町		38,827.74		
旧枝幸町		13,825.48		水かん、土流、土崩、魚つき
旧歌登町		25,002.26		水かん、土流、土崩
豊富町		11,318.83		水かん、土流
礼文町		5,465.19		水かん、土流、土崩、干害、その他
利尻町		5,050.15		水かん
利尻富士町	6,561.59	水かん、土流、土崩、魚つき、その他		

注1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「干害」は干害防備保安林、「魚つき」は魚つき保安林、「その他」は砂防指定地、地すべり防止地区、山地災害危険地区である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表9 森林の土地の保全ため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当なし

別表10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
保安林総数(実面積)	143,969	
水源かん養のための保安林	88,198	
災害防備のための保安林	53,490	
保健、風致の保存等のための保安林	4,826	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の合計に一致しないことがある。

10 - 2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

該当なし

10 - 3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

別表11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

別表12 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数	主 な 工 種	備 考
市町村	区域(林班)			
稚 内 市	11,14,33~36,63,64,75,76,82,85	12	溪間工、山腹工、 本数調整伐、 植栽	
猿 払 村	1010,1015,1020,1021,1039,1099,1047~ 1051,1054,1057~1059	15	本数調整伐、 植栽	
浜 頓 別 町	1084,1085,1087,1090~1092,1097~1098,2017	10	本数調整伐、 植栽	
中 頓 別 町	2049,2072,2078,2113,2116	5	本数調整伐	
枝 幸 町		10		
旧 枝 幸 町	3238,3240,3241,3242,3243,3244,3245,3246,32 47,3092	10	本数調整伐、 植栽	
豊 富 町	4110、4141~4148	1	本数調整伐	
礼 文 町	129,132,~134,136~139,150,~157,162~164	17	山腹工、本数調整 伐、植栽	
利 尻 町	108~117	2	溪間工、植栽	
利尻富士町	102,~107,119,125,126	9	溪間工、山腹工、 本数調整伐、 植栽	
合計		81		

別表 1 3 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐方	採法 その他	
水かん	稚内市	森林の区域 (林小班) は、北海道森林 管理局計画 課に備えおく 別冊のとおり である。	12,866.22	保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。		
	猿払村		17,764.99			
	浜頓別町		8,597.52			
	中頓別町		10,581.37			
	枝幸町		25,481.57			
	旧枝幸町		11,158.76			
	旧歌登町		14,322.81			
	豊富町		7.50			
	礼文町		1,464.31			
	利尻町		5,088.14			
	利尻富士町		6,429.34			
小計		88,280.96				
土流	稚内市		1,030.91			
	猿払村		315.89			
	浜頓別町		6,356.25			
	中頓別町		9,979.76			
	枝幸町		13,193.69			
	旧枝幸町		2,470.89			
	旧歌登町		10,722.80			
	豊富町		11,395.37			
	利尻町		2,347.34			
	利尻富士町		11.40			
小計		44,630.61				
土崩	稚内市		153.76			
	浜頓別町		178.26			
	枝幸町		40.62			
	旧枝幸町		38.40			
	旧歌登町		2.22			
	礼文町		182.25			
	利尻富士町		68.04			
小計		622.93				
防風	稚内市		226.73			
	猿払村		109.08			
	浜頓別町		101.75			
	枝幸町		555.74			
	旧枝幸町		555.74			
	豊富町		1,339.39			
	利尻富士町		41.42			
	小計					2,374.11

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積		備考	
	市町村	区域				
保安林	水害	礼文町		3.13		
	小計			3.13		
	干害	稚内市			2,035.91	保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。
		猿払村			1,040.46	
		中頓別町			970.79	
		枝幸町			139.14	
		旧枝幸町			139.14	
	礼文町			1,511.44		
	小計			5,697.74		
	なだれ 防止	稚内市			75.96	
		礼文町			10.36	
	小計			86.32		
	魚つき	枝幸町		(85.48)	0.38	
		旧枝幸町		(85.48)	0.38	
		利尻富士町			57.86	
	小計		(85.48)	58.24		
	航行目標	稚内市			14.84	
	小計				14.84	
	保健	稚内市		(1,062.58)	0.03	
		浜頓別町		(86.30)	381.88	
中頓別町				1,271.58		
枝幸町			(360.25)			
旧枝幸町			(360.25)			
利尻町			(162.48)	198.09		
利尻富士町			(411.84)	359.57		
小計		(2,083.45)	2,211.15			
風致	浜頓別町		(381.88)			
小計		(381.88)				
計			(2,550.81)	143,980.03		
砂防指定地	稚内市		(1.67)		択伐、禁伐	
	利尻富士町		(10.14)	0.25		
計			(11.81)	0.25		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積		施業方法		備考
	市町村	区域			伐方	採法	
国立公園	特別保護地区	稚内市		131.74		11(1)ウの表による。	利尻・礼文・サロベツ国立公園
		豊富町		(1,339.39)	280.18		
		礼文町		(802.13)	329.24		
		利尻町		(1,249.67)			
		利尻富士町		(1,956.40)	0.01		
	小計		(5,347.59)	741.17			
	第一種	礼文町		(136.78)	0.21		
		利尻町		(871.36)			
		利尻富士町		(891.69)	0.01		
	小計		(1,899.83)	0.22			
	第二種	稚内市		(33.17)	24.21		
		礼文町		(494.93)			
		利尻町		(96.30)			
		利尻富士町		(455.09)	2.31		
	小計		(1,079.49)	26.52			
	第三種	礼文町		(1,927.74)	155.99		
利尻町			(779.24)				
利尻富士町			(1,679.14)	16.24			
小計		(4,386.12)	172.23				
計		(12,713.03)	940.14				
道立自然公園	第一種	浜頓別町		(468.18)		11(1)ウの表による。	道北オホーツク自然公園
		枝幸町		(38.40)			
		旧枝幸町		(38.40)			
	小計		(506.58)				
	第二種	浜頓別町		(101.75)	57.41		
小計		(101.75)	57.41				
計		(608.33)	57.41				
鳥獣保護区	特別保護地区	浜頓別町		(40.00)		11(1)オの表による。	
		中頓別町		(59.82)			
		枝幸町		(48.51)			
		旧枝幸町		(48.51)			
計		(148.33)					
史跡名勝天然記念物		稚内町		(0.36)		11(1)Iの表による。	
		豊富町		(1,619.57)			
		礼文町		(133.29)			
		利尻町		(29.68)			
計		(1,782.90)					

注) ( ) 書きの数値は重複制限林で外書きである。